



令和元年5月22日
群馬県
前橋地方気象台

群馬県土砂災害警戒情報発表基準の変更について

群馬県と前橋地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、令和元年5月29日から新たな基準により運用します。

群馬県と前橋地方気象台は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応の支援、及び住民の自主避難の判断等への利用を目的として、平成19年6月から群馬県土砂災害警戒情報を運用しています。

今般、群馬県と前橋地方気象台は、運用開始以降の災害の発生状況と降雨の関係を調査のうえで、下記のとおり、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、新しい基準で運用することとしました。

これにより、より適切な時期に対象となる市町村へ土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村における避難勧告等への防災対応の判断及び住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

また、土砂災害警戒判定メッシュ情報※についても、避難対象地域の絞込みを的確に支援できるよう改善されます

記

- 1 基準変更日時：令和元年5月29日（水）13時
- 2 基準変更範囲：群馬県内の全市町村
（土砂災害警戒区域が存在しない伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、邑楽町、館林市、明和町、板倉町を除く）

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先

群馬県 県土整備部砂防課（電話 027-226-3633）

前橋地方気象台 土砂災害気象官（電話 027-896-1220）